

京都市桂川療護園 短期入所事業所

# 運営規程

社会福祉法人京都社会事業財団

総合福祉施設 京都桂川園

## 運 営 規 程

### (事業の目的)

- 第1条 京都市桂川療護園短期入所事業所は、社会福祉法人京都社会事業財団が掲げる「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。」の福祉理念に基づく運営を行う。  
そのことによって利用者やその家族が「安心」「安全」な生活を営める保障をし「信頼」されるサービスを提供する。

### (運営の方針)

- 第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進する観点から一人ひとりの利用者の状況と意向を反映させた支援計画を作成し、施設サービスを提供するように努める。
- 2 日常生活を活性化させる取組みとして、創造性を発揮するサークル活動と社会参加の第一歩としての外出支援を積極的に行う。
  - 3 明るく共同体的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。
  - 4 福祉サービス受給者証を有するすべての利用者からの利用申込に真摯に対応するものとし、人員体制等から適切なサービスの提供が困難な場合を除き、利用申込に応じるものとする。  
また、自らのサービス提供が困難な場合は、適当な他の事業者等の紹介等の措置を講ずるものとする。
  - 5 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
  - 6 事業の実施にあたっては関係行政機関が行うあっせんに協力するとともに、他の保険、医療、福祉サービス提供事業者との連携に努める。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び関係法令に基づく人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、利用者の立場に立った事業を実施する。

### (事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ① 名 称：京都市桂川療護園
  - ② 所在地：京都市西京区下津林東大般若町3番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤職員）  
管理者は、事業所の従事者の管理、事業の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
  - ② 看護職員 1名以上  
看護職員は、利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行う。
  - ③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上の必要数  
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者に対して日常生活上に必要な機能の減退を防止するための助言・アドバイスを行う。（訓練に関しては施設入所者が対象になるため助言に留める。）ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、看護師その他の者をもって代えることがある。
  - ④ 生活支援員 1名以上  
生活支援員は、利用者の介護サービス等の提供にあたる。
  - ⑤ 生活支援員、看護職員等直接処遇に従事する職員の総数は24名以上とする。
  - ⑥ 管理栄養士 1名（常勤職員）  
管理栄養士は、適切な栄養管理を行う。
  - ⑦ 事務員  
事務員は、経理、総務を担当する。
- ※ 職員は、併設している障害者支援施設の施設サービスと一体的に提供する。

（利用定員）

第5条 指定短期入所の利用定員は次のとおりとする。

- ① 空床利用型 京都市桂川療護園の定員40名以内
- ② 併設利用型 4名

（主たる対象者）

第6条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- ① 身体障害者（18歳未満の者を除く。）

（指定短期入所の内容）

第7条 指定短期入所サービスの内容は、次のとおりとする。

- ① サービスの提供に当たっては、利用者及び家族に対してその内容について懇切丁寧に説明する。
- ② 利用者の心身の状況に応じて、自立への支援と日常生活の充実に資するようサービスを行う。
- ③ 入浴、清拭及び食事の提供と排泄等の身の介護
- ④ 健康状態のチェック・機能回復訓練への相談・助言
- ⑤ 利用者の家族との連携を図り、利用者及び家族の相談に応じ、助言等を行う。
- ⑥ 送迎サービスは、実施していません。

（利用者から受領する費用の額）

第8条 指定短期入所を提供した際には、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から当該指定短期入所に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前項のほか、次の費用は利用者負担とし、利用に応じて徴収する。
  - ① 食費
    - (ア) 朝食 1食につき300円（うち食材料費170円）
    - (イ) 昼食 1食につき750円（うち食材料費410円）
    - (ウ) 夕食 1食につき500円（うち食材料費300円）但し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
  - ② 光熱水費 1日 320円
  - ③ 行事食、誕生日会等の費用は療護園の費用に準じます。 実費
  - ④ その他日常生活において通常必要となる費用 実費  
(利用者の希望の飲み物等)
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について事前に説明し、必ず同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施区域)

第9条 送迎サービスは、実施しておりません。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第10条 利用者やその家族は、計画相談支援員の支援計画に基づき日常生活の支援及び機能訓練・行事への参加を通して自立した生活ができるように努めるものとする。
- 2 短期入所の利用にあたって、喧嘩、暴力等他人に著しく迷惑を及ぼす行為や、宗教活動・政治活動・営利活動等、秩序を乱す行為をしてはならない。

(事故発生時の対応)

- 第11条 職員は、指定短期入所の提供に起因する事故が発生した場合、速やかに利用者の家族及び関係機関等に連絡するとともに、「社会福祉法人京都社会事業財団京都桂川園事故対応マニュアル」により必要な措置を講じることとする。
- 2 事業所は、事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故発生時の対応及び再発防止策を適切に講じるための担当者を設置する。

(緊急時などの対応)

- 第12条 職員は、短期入所サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の家族や主治医、協力医療機関

(同一法人・京都桂病院)に連絡する等、緊急時対策マニュアルによる措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 利用期日前において、医師の診察により利用者・家族が感染性と診断された、もしくは疑いのある場合は事業所判断において短期入所サービスの利用を中止する場合がある。

#### (非常災害対策)

第13条 非常災害に備えるため、別に定める「京都桂川園災害時避難訓練計画」に基づき、定期的に避難訓練を行うものとする。また、日頃から地域住民の参加、消防団との連携を図り火災時等の際の消火、避難協力体制を整備する。

#### (衛生管理・感染症の予防及びまん延の防止の為の措置等)

第14条 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

- 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- 3 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続し実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 職員に対し業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### (苦情の解決)

第16条 提供した短期入所サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、提供した短期入所に関し、京都府・京都市及び関係機関が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は京都府・京都市及び関係機関の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して京都府・京都市及び関係機関が行う調査に協力するとともに、京都府・京都市及び関係機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

#### (秘密の保持)

第17条 職員に対しては、「京都桂川園就業規則第20条」を遵守し、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないことを、厳しく義務づける

- ものとする。
- 2 前項の守秘義務は退職等により、当該事業所の職員でなくなった後においても遵守するものとする。
  - 3 その他必要なことに関しては、京都桂川園個人情報管理規程を遵守するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2 事業所における虐待防止の指針を整備する。
  - 3 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
  - 4 虐待の発生又はその再発を防止するために、担当者を設置する。
  - 5 成年後見制度の利用支援

(身体拘束等の禁止)

- 第19条 事業所は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の例外三原則（切迫性・非代替性・一時性）を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、緊急やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。なお、やむを得ず拘束を行う場合は、その時点で個別に説明を行うとともに同意を得ることとする。
  - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知
    - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
    - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(ハラスメント対策)

- 第20条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の従業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(記録の整備)

- 第21条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存する。
    - (1) サービスの提供に係る記録
    - (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
    - (3) 苦情の内容等に係る記録
    - (4) 支給決定障害者等に関する市町村への通知に係る記録

- (5) 虐待等に係る記録
- (6) 身体拘束等に係る記録

(その他運営についての留意事項)

第22条 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項の他、社会福祉法人 京都社会事業財団 京都桂川園の定める運営基本方針並びに管理規程等を遵守することとし、さらに運営に関する重要事項は、社会福祉法人京都社会事業財団が定めるものとする。

(附則)

平成15年 4月 1日	施行
平成17年 4月 1日	一部改正
平成17年10月 1日	一部改正
平成18年 4月 1日	一部改正
平成18年10月 1日	一部改正
平成19年 4月 1日	一部改正
平成20年 4月 1日	一部改正
平成21年 4月 1日	一部改正
平成22年 4月 1日	一部改正
平成23年 4月 1日	一部改正
平成24年 4月 1日	一部改正
平成25年 4月 1日	一部改正
平成26年 4月 1日	一部改正
平成30年 1月 1日	一部改正
令和 3年 4月 1日	一部改正
令和 3年 8月 1日	一部改正
令和 4年 4月 1日	一部改正
令和 5年 8月 1日	一部改正
令和 6年 4月 1日	一部改正